

「島根県立武道館」自動販売機設置事業者募集要項

島根県環境生活部スポーツ振興課長が所管する県有財産に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に応募される方は、この募集要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 目的

県有財産の一層の有効活用を図り、県の自主財源を確保するとともに、県民サービスの向上に資する。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、個人及び（３）から（６）の要件を満たす任意団体に限り応募できる。

- （１） 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （２） 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号及び第６号の規定に該当する者でないこと。
- （４） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体でないこと。
- （５） 自動販売機設置業務について２年以上の実績を有すること。（自動販売機設置業務は、設置管理、商品の補充、代金回収等を委託契約等により他者に行わせている場合を含む。）
- （６） 法人にあっては島根県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては島根県内に住所を有し、任意団体にあっては団体の本拠が島根県内にあること。

3 公募を行う事項等

（１）公募事項

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

（２）貸付場所及び面積等

次の施設の各グループ毎に公募を実施する。

【施設名】島根県立武道館

【所在地】本館：松江市内中原町５２番地 弓道場：松江市学園南一丁目５番５号

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	本館１階西側玄関	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	①
2	2	本館１階西側玄関	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	②
3	3	本館１階西側玄関	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	③
4	4	本館１階西側玄関	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	④
	5	本館１階西側玄関	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	⑤
	6	弓道場入口	1.86 m ²	1.16m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	⑥

※貸付面積には、放熱余地、転倒防止器具、回収ボックス設置部分を含む。

(3) 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新はしない。）

(4) 販売商品

缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）

(5) 貸付料

採用された見積額（年額・税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、年額貸付料とする。

(6) その他の貸付条件等

別添仕様書のとおり。

4 応募申込手続

(1) 提出書類

公募に参加しようとする場合は、次の書類（各1部）を提出すること。

提出書類	法人	個人	任意団体	様式
応募申込（見積）書	○	○	○	第1号
委任状（注1）	△		△	第2号
登記事項証明書（現在事項全部説明書）（注2）（注3）	○			
住民票の写し（注2）		○		
団体の規約等の写し			○	
誓約書	○	○	○	第3号
島根県の未納の徴収金がない旨の証明書（注2）	○	○		
未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書（注2）	○	○		
設置する自動販売機の概要書（注4）	○	○	○	第4号
指定管理者の確認に関する証明書（注5）	△	△	△	第5号

（注1）代理人を定める場合には提出すること。

なお、委任する権限に応じて、第2号の1又は第2号の2を提出すること。

（注2）発行後3ヶ月以内のものに限る。

（注3）代表者変更に係る登記が完了していない場合は、株主総会議事録、登記申請受理書その他代表者が交代したことを証する書面を提出し、登記完了後、登記事項証明書を提出すること。

（注4）自動販売機のカatalog又は写真・寸法図等の資料を添付すること。

（注5）自動販売機の管理運営について、応募者が自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨の当該指定管理者の証明書

（設置施設が指定管理施設である場合のみ提出する。ただし、当該施設の指定管理者が応募する場合は不要。）

(2) 提出方法

提出期間内に（1）に記載の提出書類を直接持参又は郵送により提出すること。

（電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、「島根県立武道館自動販売機設置事業者応募」と明記すること。

(3) 提出先

島根県環境生活部スポーツ振興課 スポーツ振興係

（〒690-8501 松江市殿町1） 電話：0852-22-5424

(4) 提出期間

令和6年12月23日(月)から令和7年1月23日(木)まで
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日9時から12時及び13時から17時までの間に
受付。郵送の場合は提出期間内に必着。)

(5) 見積金額の記載

応募申込(見積)書に記載する見積金額は年額とし、消費税及び地方消費税を含まない
額(税抜価格)を記載すること。

5 見積合わせ

(1) 次のとおり見積の採用順位を定め、この順に見積合わせを行う。

【採用順位】グループ3、グループ2、グループ1、グループ4

(2) グループ3の設置事業者に決定した者が提出したグループ1、2、4の見積、グループ2の設置事業者に決定した者が提出したグループ1、4の見積、グループ1の設置事業者に決定した者が提出したグループ4の見積は、それぞれ無効とする。

ただし、設置事業者に決定した者の他に見積書の提出がない場合及び予定価格以上の有効な見積がない場合は、無効とせず有効なものとする。

(3) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- ① 公募に参加できる資格のない者が行った見積
- ② 談合その他不正な行為があったと認められる者が行った見積
- ③ 金額を訂正した見積
- ④ 記名、押印のない見積
- ⑤ 誤字、脱字、記載漏れ等により意思表示が明確でない見積
- ⑥ 同一人が同一物件について2以上の見積をしたもの

6 設置事業者の決定

(1) 有効な応募申込(見積)書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で最高の価格をもって応募した者を設置事業者とする。

(2) 最高価格の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者のくじ引きにより設置事業者を決定する。このうち、くじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない県の職員にくじを引かせるものとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。

(3) 設置事業者に決定された者に対し、4(4)の提出期間の末日から起算して10日以内に、設置事業者に決定された旨を書面により通知する。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- ① 正当な理由なく、指定する期日までに契約締結の手續に応じなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと県が判断したとき

7 契約の締結

(1) 設置事業者は、県が指定する期日までに別添様式による契約書により契約を締結しなければならない。

(2) 同一施設内の複数の貸付場所について設置事業者決定された場合は、契約期間が異なる場合等を除き、一契約にまとめて契約締結する。この場合、消費税及び地方消費税は、貸付料(税抜)の合計額に税率を乗じて算出するものとする。

(3) 契約締結に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

8 その他

- (1) 施設ごとの応募申込者数について県に問い合わせがあった場合は、照会された時点の応募申込者数を回答する。
- (2) 応募者数等応募状況、採用された設置事業者名及び申込（見積）価格等について、県のホームページで公表する場合がある。
- (3) 食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、契約締結後、営業開始までに、許認可を証する書類（許可証の写しなど）を県に提出すること。
- (4) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の業務を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置する日までに当該業務に関する当該他者との委託契約書又は協定書等の写しを県に提出すること。
- (5) 公募に関する質問がある場合は、書面（任意様式）により、令和7年1月10日（金）17時までに、スポーツ振興課まで提出すること。質問に対する回答は、令和7年1月16日（木）までにスポーツ振興課ホームページに掲載する。
- (6) 参考データは次のとおり。

- ① 施設の利用可能日数
 武道館本館 314日／年
 弓道場 314日／年
- ② 施設の勤務者数
 武道館本館 7人
 弓道場 1人
- ③ 来場者数
 武道館本館 40,837人／年
 弓道場 6,820人／年
- ④ 前年度までの販売実績（数量）

物件番号	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度
1	2,161	1,509	1,580	1,299
2	2,705	1,736	1,749	1,349
3	2,384	2,453	2,497	1,933
4	3,745	2,665	2,402	1,980
5	1,798	1,481	1,588	1,121
6	1,250	1,207	1,256	1,373

自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

【施設名】 島根県立武道館

【所在地】 本館：松江市内中原町5番2地

弓道場：松江市学園南一丁目5番5号

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	本館1階西側玄関	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	①
2	2	本館1階西側玄関	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	②
3	3	本館1階西側玄関	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	③
4	4	本館1階西側玄関	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	④
	5	本館1階西側玄関	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	⑤
	6	弓道場入口	1.86 m ²	1.16m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	⑥

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新はしない。）

3 販売商品の種類等

- 種類 缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）とする。
- 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

4 設置する自動販売機の規格及び条件並びに自動販売機を設置する事業者（以下、「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ①大きさ 幅・奥行は放熱余地及び転倒防止用具等を含め、上記「1 貸付場所及び貸付面積」で記載する寸法に収まる長さとし、高さはおおよそ2000mm以内とする。
- ②デザイン等
 - a. 周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。
 - b. 物件番号3については、ユニバーサルデザイン（最上段の商品選択ボタンの低い位置への配置、高い位置の商品取出口など。）であること。

(2) 環境対策

①省エネ

可能な限り消費電力量の低減に資する技術等（「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材・ヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など）を導入している省エネ型の機種とする。

②ノンフロン

可能な限り二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

③その他、別記のとおり

(3) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機一据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守し、転倒防止措置を講じること。

② 食品衛生

衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

(4) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を責任をもって行うこと。

② 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障等の連絡時には速やかに対応すること。

④ 自販機の設置箇所毎に空き容器の分別回収ボックスを設置し、ボックスに投入された容器等は、設置事業者の責任で回収・処分すること。

また、空き容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づいて適切に処理すること。

⑤ 設置事業者は商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、指定管理者の指示に従うこと。

⑥ 施設の特徴に応じて、災害・緊急時対応としてのフリーバンド機能(災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供)、AED(自動体外式除細動器)付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。

⑦ このほか、別記に掲げる事項について遵守するとともに、公募への申込み在先立ち、別記に掲げる事項を含む自動販売機の管理運営について、自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨を証明する書面を指定管理者から受領すること。(応募の必要書類となる。)

5 貸付料

最高額の申込み価格とする。(消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額)

6 電気料等

(1) 電気使用料

電気使用料は、原則として自動販売機の定格消費電力に基づき別掲の算定基準により算定した額とする。ただし、財産部局長が必要と認める場合には、子メーターにより計測した使用量に基づき、島根県が定めた行政財産の使用料等の取扱に関する基準を準用して算定した額とすることができる。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するための子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては島根県の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して島根県の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機の設置に伴う事故により第三者に損害を及ぼした場合は、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 貸付場所において商品及び自動販売機の盗難又は破損などの損害が発生した場合、島根県はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

11 売上実績の報告

設置した自動販売機の年間販売実績（本数等）について、所定の様式により毎年度4月末日までに島根県に報告すること。

12 その他

設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。

(別掲)

【1月当たり電気使用料】

(定格消費電力[kw]+電熱装置定格消費電力[kw]) × 0.25 × 365 日 × 24 時間
× 電気料金単価 ÷ 12 月 (1 円未満切り捨て)

※ 電気料金単価は、電力会社の料金単価表に基づき、毎年度県が定める。
(R6.12月現在の算定単価は、30.2円)

【別記】島根県立武道館・特記仕様

来場者へのサービス水準を確保するため、下記項目について指定管理者と事前に協議を行うこと。

1. 清掃及び欠品の点検・補充頻度

週1回以上行うこと。ただし、施設を利用した大規模な大会が開催される日の前日には、必ず欠品の点検・補充を行うこと。

なお、各種大会の予定表は、指定管理者から提供を受けること。

2. 空き缶等ゴミの回収方法

週1回以上行うこと。ただし、複数業者が自動販売機を設置した場合には、月毎に分担するなど共同して回収すること。

3. 故障等トラブル発生時の対応

- (1) トラブル発生時の1次対応は、指定管理者から連絡後5分以内に行うこと。なお、1次対応が自動販売機設置業者で対応ができない場合は、指定管理者に別途委託すること。
- (2) トラブル発生時の2次対応は指定管理者から連絡のあった日に対応すること。ただし、当該連絡が午後5時以降である場合は、その翌日（休館日である場合は、当該翌日以降で休館日でない最初の日）の正午までに対応すること。

1次対応	トラブル（商品・釣銭がでない、選択した商品と違う商品がでた等）が発生したときに、購入者が購入した商品の提供、正しい金額の釣銭の返却等を行うこという。なお、トラブルが連続して起こる場合には、機器の使用中止の張り紙の貼付等も含む。
2次対応	トラブルの原因の確認、機器の修理等をいう。

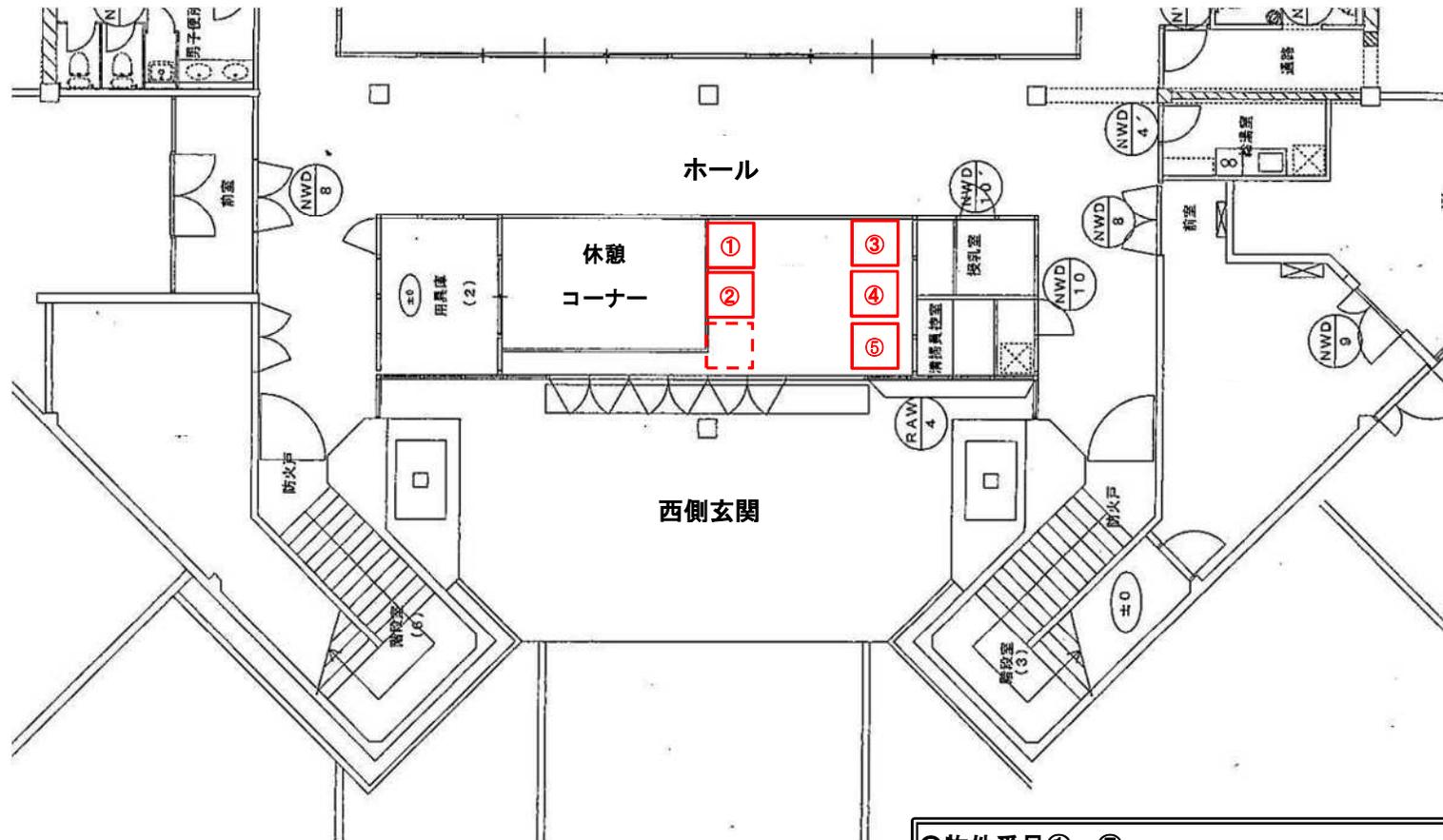
4. 商品の種類

指定管理者と事前に協議を行い、施設利用者のニーズに対応した種類を揃えること。

その際に、体育施設の特性や季節（夏・冬など）を勘案して、ホット商品、コールド商品、清涼飲料水、コーヒー、その他飲料の選定を行うこと。

※ 自動販売機の機種を選定については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に適合する機器とすること。

-県立武道館 本館「自動販売機貸付場所」位置図



○物件番号①～⑤
機器の貸付面積 1.17㎡
(幅:1.17m×奥行1.00m)
○回収箱は点線で囲まれた所にまとめて設置

「島根県立水泳プール」自動販売機設置事業者募集要項

島根県環境生活部スポーツ振興課長が所管する県有財産に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に応募される方は、この募集要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 目的

県有財産の一層の有効活用を図り、県の自主財源を確保するとともに、県民サービスの向上に資する。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、個人及び（３）から（６）の要件を満たす任意団体に限り応募できる。

- （１）島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （２）消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号及び第６号の規定に該当する者でないこと。
- （４）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体でないこと。
- （５）自動販売機設置業務について２年以上の実績を有すること。（自動販売機設置業務は、設置管理、商品の補充、代金回収等を委託契約等により他者に行わせている場合を含む。）
- （６）法人にあっては島根県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては島根県内に住所を有し、任意団体にあっては団体の本拠が島根県内にあること。

3 公募を行う事項等

（１）公募事項

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

（２）貸付場所及び面積等

次の施設の各グループ毎に公募を実施する。

【施設名】島根県立水泳プール

【所在地】松江市上乃木十丁目４番２号

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	1階談話室	1.35㎡	1.17m	1.00m	0.18㎡	飲料(缶・PET等)	①
2	2	1階談話室	1.35㎡	1.17m	1.00m	0.18㎡	飲料(缶・PET等)	②
3	3	1階談話室	1.35㎡	1.17m	1.00m	0.18㎡	飲料(缶・PET等)	③
4	4	1階談話室	1.35㎡	1.17m	1.00m	0.18㎡	飲料(缶・PET等)	④

※貸付面積には、放熱余地、転倒防止器具、回収ボックス設置部分を含む。

（３）貸付期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで（更新はしない。）

(4) 販売商品

缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）

(5) 貸付料

採用された見積額（年額・税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、年額貸付料とする。

(6) その他の貸付条件等

別添仕様書のとおり。

4 応募申込手続

(1) 提出書類

公募に参加しようとする場合は、次の書類（各1部）を提出すること。

提出書類	法人	個人	任意団体	様式
応募申込（見積）書	○	○	○	第1号
委任状（注1）	△		△	第2号
登記事項証明書（現在事項全部説明書）（注2）（注3）	○			
住民票の写し（注2）		○		
団体の規約等の写し			○	
誓約書	○	○	○	第3号
島根県の未納の徴収金がない旨の証明書（注2）	○	○		
未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書（注2）	○	○		
設置する自動販売機の概要書（注4）	○	○	○	第4号
指定管理者の確認に関する証明書（注5）	△	△	△	第5号

（注1）代理人を定める場合には提出すること。

なお、委任する権限に応じて、第2号の1又は第2号の2を提出すること。

（注2）発行後3ヶ月以内のものに限る。

（注3）代表者変更に係る登記が完了していない場合は、株主総会議事録、登記申請受理書その他代表者が交代したことを証する書面を提出し、登記完了後、登記事項証明書を提出すること。

（注4）自動販売機のカatalog又は写真・寸法図等の資料を添付すること。

（注5）自動販売機の管理運営について、応募者が自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨の当該指定管理者の証明書

（設置施設が指定管理施設である場合のみ提出する。ただし、当該施設の指定管理者が応募する場合は不要。）

(2) 提出方法

提出期間内に（1）に記載の提出書類を直接持参又は郵送により提出すること。

（電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、「島根県立水泳プール自動販売機設置事業者応募」と明記すること。

(3) 提出先

島根県環境生活部スポーツ振興課 スポーツ振興係

（〒690-8501 松江市殿町1） 電話：0852-22-5424

(4) 提出期間

令和6年12月23日（木）から令和7年1月23日（木）まで

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日9時から12時及び13時から17時までの間に受付。郵送の場合は提出期間内に必着。)

(5) 見積金額の記載

応募申込(見積)書に記載する見積金額は年額とし、消費税及び地方消費税を含まない額(税抜価格)を記載すること。

5 見積合わせ

(1) 次のとおり見積の採用順位を定め、この順に見積合わせを行う。

【採用順位】グループ1、グループ2、グループ4、グループ3

(2) グループ1の設置事業者に決定した者が提出したグループ2、4、3の見積、グループ2の設置事業者に決定した者が提出したグループ4、3の見積、グループ4の設置事業者に決定した者が提出したグループ3の見積は、それぞれ無効とする。

ただし、設置事業者に決定した者の他に見積書の提出がない場合及び予定価格以上の有効な見積がない場合は、無効とせず有効なものとする。

(3) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- ① 公募に参加できる資格のない者が行った見積
- ② 談合その他不正な行為があったと認められる者が行った見積
- ③ 金額を訂正した見積
- ④ 記名、押印のない見積
- ⑤ 誤字、脱字、記載漏れ等により意思表示が明確でない見積
- ⑥ 同一人が同一物件について2以上の見積をしたもの

6 設置事業者の決定

(1) 有効な応募申込(見積)書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で最高の価格をもって応募した者を設置事業者とする。

(2) 最高価格の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者のくじ引きにより設置事業者を決定する。このうち、くじを引かない者がいるときは、当該事務に関係のない県の職員にくじを引かせるものとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。

(3) 設置事業者に決定された者に対し、4(4)の提出期間の末日から起算して10日以内に、設置事業者に決定された旨を書面により通知する。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- ① 正当な理由なく、指定する期日までに契約締結の手續に応じなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと県が判断したとき

7 契約の締結

(1) 設置事業者は、県が指定する期日までに別添様式による契約書により契約を締結しなければならない。

(2) 同一施設内の複数の貸付場所について設置事業者決定された場合は、契約期間が異なる場合等を除き、一契約にまとめて契約締結する。この場合、消費税及び地方消費税は、貸付料(税抜)の合計額に税率を乗じて算出するものとする。

(3) 契約締結に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

8 その他

- (1) 施設ごとの応募申込者数について県に問い合わせがあった場合は、照会された時点の応募申込者数を回答する。
- (2) 応募者数等応募状況、採用された設置事業者名及び申込（見積）価格等について、県のホームページで公表する場合がある。
- (3) 食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、契約締結後、営業開始までに、許認可を証する書類（許可証の写しなど）を県に提出すること。
- (4) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の業務を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置する日までに当該業務に関する当該他者との委託契約書又は協定書等の写しを県に提出すること。
- (5) 公募に関する質問がある場合は、書面（任意様式）により、令和7年1月10日（金）17時までに、スポーツ振興課まで提出すること。質問に対する回答は、令和7年1月16日（木）までにスポーツ振興課ホームページに掲載する。
- (6) 参考データは次のとおり。
 - ① 施設の利用可能日数 320日／年
 - ② 施設の勤務者数 8人
 - ③ 来場者数 82,251人／年
 - ④ 前年度までの販売実績（数量）

物件番号	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度
1	5,610	5,149	5,417	4,664
2	4,401	3,102	2,691	1,674
3	3,270	2,746	2,772	1,903
4	4,898	3,866	3,779	2,927

⑤ その他

施設内に公募を行わない自動販売機あり

1階談話室：1台

自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

【施設名】 島根県水泳プール

【所在地】 松江市上乃木十丁目4番2号

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	1階談話室	1.35 m ²	1.17m	1.00m	0.18 m ²	飲料(缶・PET等)	①
2	2	1階談話室	1.35 m ²	1.17m	1.00m	0.18 m ²	飲料(缶・PET等)	②
3	3	1階談話室	1.35 m ²	1.17m	1.00m	0.18 m ²	飲料(缶・PET等)	③
4	4	1階談話室	1.35 m ²	1.17m	1.00m	0.18 m ²	飲料(缶・PET等)	④

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新はしない。）

3 販売商品の種類等

- (1) 種類 缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）とする。
- (2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

4 設置する自動販売機の規格及び条件並びに自動販売機を設置する事業者（以下、「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ①大きさ 幅・奥行は放熱余地及び転倒防止用具等を含め、上記「1 貸付場所及び貸付面積」で記載する寸法に収まる長さとし、高さはおおよそ2000mm以内とする。
- ②デザイン等
 - a. 周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。
 - b. 物件番号4については、ユニバーサルデザイン（最上段の商品選択ボタンの低い位置への配置、高い位置の商品取出口など。）であること。

(2) 環境対策

①省エネ

可能な限り消費電力量の低減に資する技術等（「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材・ヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など）を導入している省エネ型の機種とする。

②ノンフロン

可能な限り二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

③その他、別記のとおり

(3) 安全対策

①転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機—据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清

涼飲料自販機協議会作成)を遵守し、転倒防止措置を講じること。

②食品衛生

衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

(4) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を責任をもって行うこと。

②自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障等の連絡時には速やかに対応すること。

④自販機の設置箇所毎に空き容器の分別回収ボックスを設置し、ボックスに投入された容器等は、設置事業者の責任で回収・処分すること。

また、空き容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づいて適切に処理すること。

⑤設置事業者は商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、指定管理者の指示に従うこと。

⑥施設の特徴に応じて、災害・緊急時対応としてのフリーバンド機能(災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供)、AED(自動体外式除細動器)付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。

⑦このほか、別記に掲げる事項について遵守するとともに、公募への申込みに先立ち、別記に掲げる事項を含む自動販売機の管理運営について、自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨を証明する書面を指定管理者から受領すること。(応募の必要書類となる。)

5 貸付料

最高額の申込み価格とする。(消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額)

6 電気料等

(1) 電気使用料

電気使用料は、原則として自動販売機の定格消費電力に基づき別掲の算定基準により算定した額とする。ただし、財産部局長が必要と認める場合には、子メーターにより計測した使用量に基づき、島根県が定めた行政財産の使用料等の取扱に関する基準を準用して算定した額とすることができる。

7 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

(2) 電気使用量を計測するための子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては島根県の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して島根県の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機の設置に伴う事故により第三者に損害を及ぼした場合は、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 貸付場所において商品及び自動販売機の盗難又は破損などの損害が発生した場合、島根県はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

11 売上実績の報告

設置した自動販売機の年間販売実績（本数等）について、所定の様式により毎年度4月末日までに島根県に報告すること。

12 その他

設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。

(別掲)

【1月当たり電気使用料】

(定格消費電力[kw] + 電熱装置定格消費電力[kw]) × 0.25 × 365 日 × 24 時間
× 電気料金単価 ÷ 12 月 (1円未満切り捨て)

※ 電気料金単価は、電力会社の料金単価表に基づき、毎年度県が定める。
(R6.12月現在の算定単価は、30.2円)

【別記】島根県立水泳プール・特記仕様

来場者へのサービス水準を確保するため、下記項目について指定管理者と事前に協議を行うこと。

1. 清掃及び欠品の点検・補充頻度

【7月・8月】1日1回

【その他の期間】3日に1回以上。ただし、施設を利用した大規模な大会が開催される日の前日には、必ず欠品の点検・補充を行うこと。

なお、各種大会の予定表は、指定管理者から提供を受けること。

2. 空き缶等ゴミの回収方法

【7月・8月】週2回以上

【その他の期間】週1回以上

ただし、複数業者が自動販売機を設置した場合には、月毎に分担するなど共同して回収すること。

3. 故障等トラブル発生時の対応

(1) トラブル発生時の1次対応は、指定管理者から連絡後5分以内に行うこと。なお、1次対応が自動販売機設置業者で対応ができない場合は、指定管理者に別途委託すること。

(2) トラブル発生時の2次対応は指定管理者から連絡のあった日に対応すること。ただし、当該連絡が午後5時以降である場合は、その翌日（休館日である場合は、当該翌日以降で休館日でない最初の日）の正午までに対応すること。

1次対応	トラブル（商品・釣銭がでない、選択した商品と違う商品がでた等）が発生したときに、購入者が購入した商品の提供、正しい金額の釣銭の返却等を行うこという。なお、トラブルが連続して起こる場合には、機器の使用中止の張り紙の貼付等も含む。
2次対応	トラブルの原因の確認、機器の修理等をいう。

4. 商品の種類

指定管理者と事前に協議を行い、施設利用者のニーズに対応した種類を揃えること。

その際に、体育施設の特性や季節（夏・冬など）を勘案して、ホット商品、コールド商品、清涼飲料水、コーヒー、その他飲料の選定を行うこと。

※ 自動販売機の機種を選定については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に適合する機器とすること。

「島根県立体育館」自動販売機設置事業者募集要項

島根県環境生活部スポーツ振興課長が所管する県有財産に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に応募される方は、この募集要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 目的

県有財産の一層の有効活用を図り、県の自主財源を確保するとともに、県民サービスの向上に資する。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、個人及び（３）から（６）の要件を満たす任意団体に限り応募できる。

- （１）島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （２）消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号及び第６号の規定に該当する者でないこと。
- （４）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体でないこと。
- （５）自動販売機設置業務について２年以上の実績を有すること。（自動販売機設置業務は、設置管理、商品の補充、代金回収等を委託契約等により他者に行わせている場合を含む。）
- （６）法人にあっては島根県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては島根県内に住所を有し、任意団体にあっては団体の本拠が島根県内にあること。

3 公募を行う事項等

（１）公募事項

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

（２）貸付場所及び面積等

次の施設の各グループ毎に公募を実施する。

【施設名】島根県立体育館

【所在地】浜田市黒川町３７３５

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	2階玄関口	1.63 m ²	1.30m	1.10m	0.20 m ²	飲料(缶・PET等)	①
2	2	2階玄関口	1.63 m ²	1.30m	1.10m	0.20 m ²	飲料(缶・PET等)	②
3	3	2階玄関口	1.27 m ²	1.07m	1.00m	0.20 m ²	飲料(缶・PET等)	③
4	4	2階玄関口	1.27 m ²	1.07m	1.00m	0.20 m ²	飲料(缶・PET等)	④
5	5	2階玄関口	1.27 m ²	1.07m	1.00m	0.20 m ²	飲料(缶・PET等)	⑤
6	6	1階玄関口	1.57 m ²	1.20m	1.10m	0.25 m ²	飲料(缶・PET等)	⑥

※貸付面積には、放熱余地、転倒防止器具、回収ボックス設置部分を含む。

(3) 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新はしない。）

(4) 販売商品

缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）

(5) 貸付料

採用された見積額（年額・税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、年額貸付料とする。

(6) その他の貸付条件等

別添仕様書のとおり。

4 応募申込手続

(1) 提出書類

公募に参加しようとする場合は、次の書類（各1部）を提出すること。

提出書類	法人	個人	任意団体	様式
応募申込（見積）書	○	○	○	第1号
委任状（注1）	△		△	第2号
登記事項証明書（現在事項全部説明書）（注2）（注3）	○			
住民票の写し（注2）		○		
団体の規約等の写し			○	
誓約書	○	○	○	第3号
島根県の未納の徴収金がない旨の証明書（注2）	○	○		
未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書（注2）	○	○		
設置する自動販売機の概要書（注4）	○	○	○	第4号
指定管理者の確認に関する証明書（注5）	△	△	△	第5号

（注1）代理人を定める場合には提出すること。

なお、委任する権限に応じて、第2号の1又は第2号の2を提出すること。

（注2）発行後3ヶ月以内のものに限る。

（注3）代表者変更に係る登記が完了していない場合は、株主総会議事録、登記申請受理書その他代表者が交代したことを証する書面を提出し、登記完了後、登記事項証明書を提出すること。

（注4）自動販売機のカatalog又は写真・寸法図等の資料を添付すること。

（注5）自動販売機の管理運営について、応募者が自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨の当該指定管理者の証明書

（設置施設が指定管理施設である場合のみ提出する。ただし、当該施設の指定管理者が応募する場合は不要。）

(2) 提出方法

提出期間内に（1）に記載の提出書類を直接持参又は郵送により提出すること。

（電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、「島根県立体育館自動販売機設置事業者応募」と明記すること。

(3) 提出先

島根県環境生活部スポーツ振興課 スポーツ振興係

（〒690-8501 松江市殿町1） 電話：0852-22-5424

(4) 提出期間

令和6年12月23日(月)から令和7年1月23日(木)まで
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日9時から12時及び13時から17時までの間に
受付。郵送の場合は提出期間内に必着。)

(5) 見積金額の記載

応募申込(見積)書に記載する見積金額は年額とし、消費税及び地方消費税を含まない
額(税抜価格)を記載すること。

5 見積合わせ

(1) 次のとおり見積の採用順位を定め、この順に見積合わせを行う。

【採用順位】グループ3、グループ2、グループ4、グループ1、グループ5、
グループ6

(2) グループ3の設置事業者に決定した者が提出したグループ2、4、1、5、6の見積、
グループ2の設置事業者に決定した者が提出したグループ4、1、5、6の見積、グル
ープ4の設置事業者に決定した者が提出したグループ1、5、6の見積、グループ1の
設置事業者に決定した者が提出したグループ5、6の見積、グループ5の設置事業者に
決定した者が提出したグループ6の見積は、それぞれ無効とする。

ただし、設置事業者に決定した者の他に見積書の提出がない場合及び予定価格以上の
有効な見積がない場合は、無効とせず有効なものとする。

(3) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- ① 公募に参加できる資格のない者が行った見積
- ② 談合その他不正な行為があったと認められる者が行った見積
- ③ 金額を訂正した見積
- ④ 記名、押印のない見積
- ⑤ 誤字、脱字、記載漏れ等により意思表示が明確でない見積
- ⑥ 同一人が同一物件について2以上の見積をしたもの

6 設置事業者の決定

(1) 有効な応募申込(見積)書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で最高の価
格をもって応募した者を設置事業者とする。

(2) 最高価格の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者のくじ引きにより設置事
業者を決定する。このうち、くじを引かない者がいるときは、当該事務に関係のない県
の職員にくじを引かせるものとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。

(3) 設置事業者に決定された者に対し、4(4)の提出期間の末日から起算して10日以
内に、設置事業者に決定された旨を書面により通知する。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- ① 正当な理由なく、指定する期日までに契約締結の手續に応じなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと県が判
断したとき

7 契約の締結

(1) 設置事業者は、県が指定する期日までに別添様式による契約書により契約を締結しな
ければならない。

(2) 同一施設内の複数の貸付場所について設置事業者決定された場合は、契約期間が異

- なる場合等を除き、一契約にまとめて契約締結する。この場合、消費税及び地方消費税は、貸付料（税抜）の合計額に税率を乗じて算出するものとする。
- (3) 契約締結に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

8 その他

- (1) 施設ごとの応募申込者数について県に問い合わせがあった場合は、照会された時点の応募申込者数を回答する。
- (2) 応募者数等応募状況、採用された設置事業者名及び申込（見積）価格等について、県のホームページで公表する場合がある。
- (3) 食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、契約締結後、営業開始までに、許認可を証する書類（許可証の写しなど）を県に提出すること。
- (4) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の業務を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置する日までに当該業務に関する当該他者との委託契約書又は協定書等の写しを県に提出すること。
- (5) 公募に関する質問がある場合は、書面（任意様式）により、令和7年1月10日（金）17時までに、スポーツ振興課まで提出すること。質問に対する回答は、令和7年1月16日（木）までにスポーツ振興課ホームページに掲載する。
- (6) 参考データは次のとおり。
- ① 施設の利用可能日数 314日／年
 - ② 施設の勤務者数 7人
 - ③ 来場者数 76,314人／年
 - ④ 前年度までの販売実績（数量）

物件番号	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度
1	2,736	2,268	2,358	1,486
2	4,155	3,364	3,326	2,777
3	4,506	3,780	3,667	2,973
4	2,935	2,245	2,933	2,351
5	2,053	2,173	2,188	1,625
6	※新設のため販売実績なし			

自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

【施設名】 島根県立体育館

【所在地】 浜田市黒川町3735

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	2階玄関口	1.63 m ²	1.30m	1.00m	0.20 m ²	飲料(缶・PET等)	①
2	2	2階玄関口	1.63 m ²	1.30m	1.00m	0.20 m ²	飲料(缶・PET等)	②
3	3	2階玄関口	1.27 m ²	1.07m	1.00m	0.20 m ²	飲料(缶・PET等)	③
4	4	2階玄関口	1.27 m ²	1.07m	1.00m	0.20 m ²	飲料(缶・PET等)	④
5	5	2階玄関口	1.27 m ²	1.07m	1.00m	0.20 m ²	飲料(缶・PET等)	⑤
6	6	1階玄関口	1.57 m ²	1.20m	1.00m	0.25 m ²	飲料(缶・PET等)	⑥

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新はしない。）

3 販売商品の種類等

(1) 種類 缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）とする。

(2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

4 設置する自動販売機の規格及び条件並びに自動販売機を設置する事業者（以下、「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさ 幅・奥行は放熱余地及び転倒防止用具等を含め、上記「1 貸付場所及び貸付面積」で記載する寸法に収まる長さとし、高さはおおよそ2000mm以内とする。

②デザイン等

a. 周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。

b. 物件番号2については、ユニバーサルデザイン（最上段の商品選択ボタンの低い位置への配置、高い位置の商品取出口など。）であること。

c. その他、別記のとおり

(2) 環境対策

①省エネ

可能な限り消費電力量の低減に資する技術等（「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材・ヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など）を導入している省エネ型の機種とする。

②ノンフロン

可能な限り二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

③その他、別記のとおり

(3) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機一据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守し、転倒防止措置を講じること。

② 食品衛生

衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

(4) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を責任をもって行うこと。

② 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障等の連絡時には速やかに対応すること。

④ 自販機の設置箇所毎に空き容器の分別回収ボックスを設置し、ボックスに投入された容器等は、設置事業者の責任で回収・処分すること。

また、空き容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づいて適切に処理すること。

⑤ 設置事業者は商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、指定管理者の指示に従うこと。

⑥ 施設の特徴に応じて、災害・緊急時対応としてのフリーバンド機能(災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供)、AED(自動体外式除細動器)付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。

⑦ このほか、別記に掲げる事項について遵守するとともに、公募への申込み在先立ち、別記に掲げる事項を含む自動販売機の管理運営について、自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨を証明する書面を指定管理者から受領すること。(応募の必要書類となる。)

5 貸付料

最高額の申込み価格とする。(消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額)

6 電気料等

(1) 電気使用料

電気使用料は、原則として自動販売機の定格消費電力に基づき別掲の算定基準により算定した額とする。ただし、財産部局長が必要と認める場合には、子メーターにより計測した使用量に基づき、島根県が定めた行政財産の使用料等の取扱に関する基準を準用して算定した額とすることができる。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するための子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては島根県の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して島根県の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機の設置に伴う事故により第三者に損害を及ぼした場合は、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 貸付場所において商品及び自動販売機の盗難又は破損などの損害が発生した場合、島根県はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

11 売上実績の報告

設置した自動販売機の年間販売実績（本数等）について、所定の様式により毎年度4月末日までに島根県に報告すること。

12 その他

設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。

(別掲)

【1月当たり電気使用料】

(定格消費電力[kw] + 電熱装置定格消費電力[kw]) × 0.25 × 365 日 × 24 時間
× 電気料金単価 ÷ 12 月 (1 円未満切り捨て)

※ 電気料金単価は、電力会社の料金単価表に基づき、毎年度県が定める。
(R6.12月現在の算定単価は、30.2円)

【別記】島根県立体育館・特記仕様

来場者へのサービス水準を確保するため、下記項目について指定管理者と事前に協議を行うこと。

1. 清掃及び欠品の点検・補充頻度

週1回以上行うこと。ただし、施設を利用した大規模な大会が開催される日の前日には、必ず欠品の点検・補充を行うこと。

なお、各種大会の予定表は、指定管理者から提供を受けること。

2. 空き缶等ゴミの回収方法

週1回以上行うこと。ただし、複数業者が自動販売機を設置した場合には、月毎に分担するなど共同して回収すること。

3. 故障等トラブル発生時の対応

- (1) トラブル発生時の1次対応は、指定管理者から連絡後5分以内に行うこと。なお、1次対応が自動販売機設置業者で対応ができない場合は、指定管理者に別途委託すること。
- (2) トラブル発生時の2次対応は指定管理者から連絡のあった日に対応すること。ただし、当該連絡が午後5時以降である場合は、その翌日（休館日である場合は、当該翌日以降で休館日でない最初の日）の正午までに対応すること。

1次対応	トラブル（商品・釣銭がでない、選択した商品と違う商品がでた等）が発生したときに、購入者が購入した商品の提供、正しい金額の釣銭の返却等を行うこという。なお、トラブルが連続して起こる場合には、機器の使用中止の張り紙の貼付等も含む。
2次対応	トラブルの原因の確認、機器の修理等をいう。

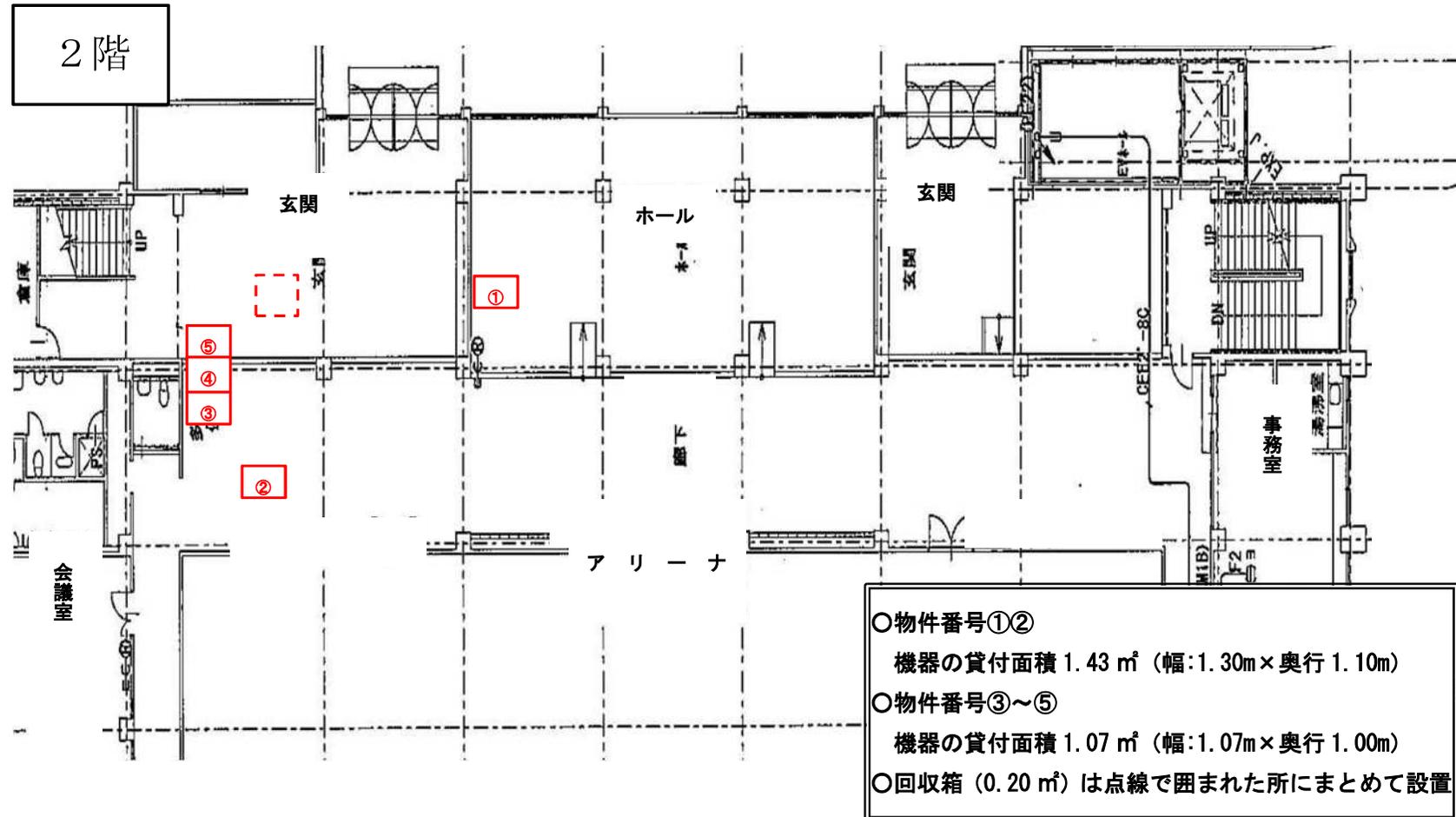
4. 商品の種類

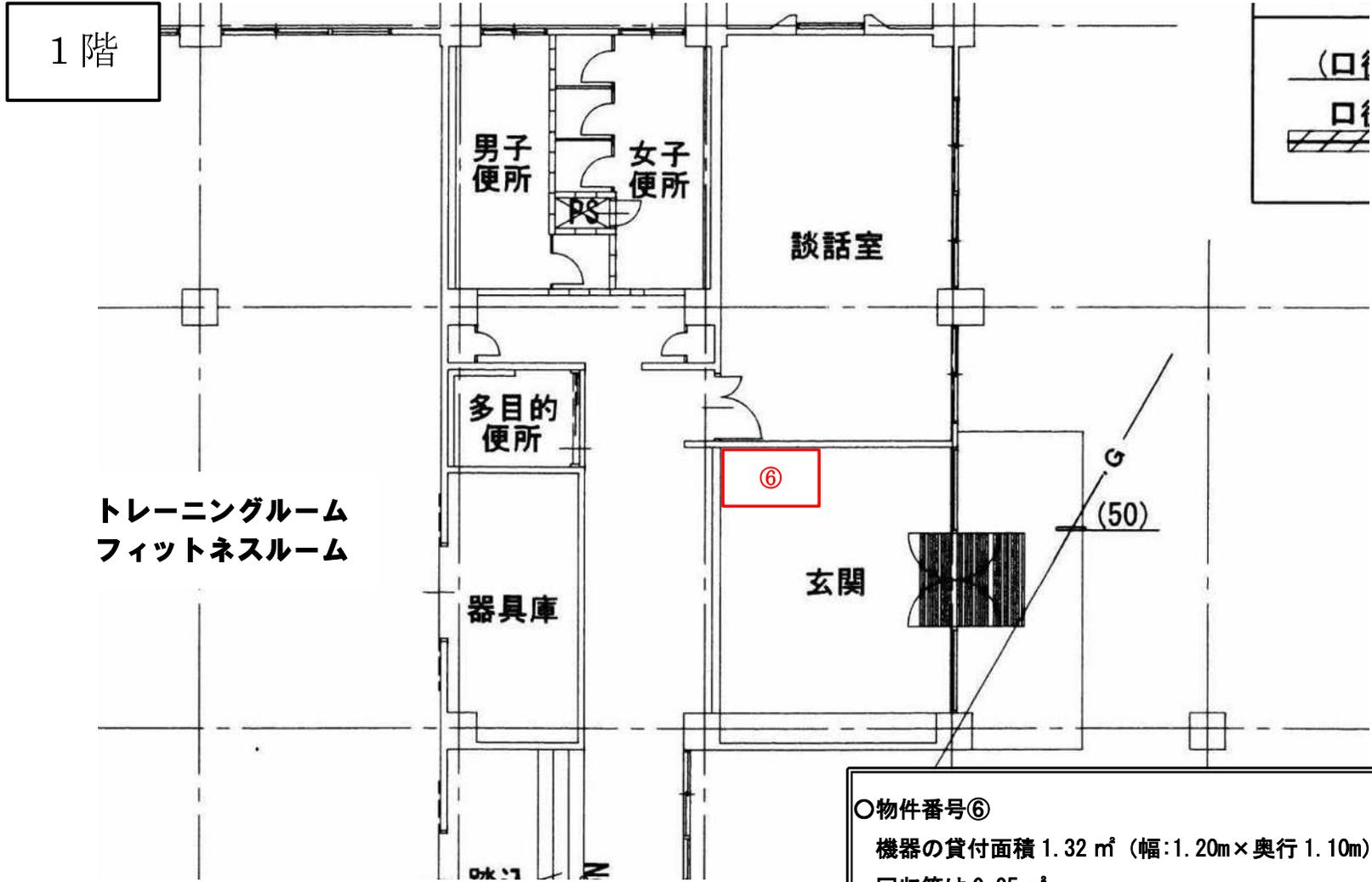
指定管理者と事前に協議を行い、施設利用者のニーズに対応した種類を揃えること。

その際に、体育施設の特性や季節（夏・冬など）を勘案して、ホット商品、コールド商品、清涼飲料水、コーヒー、その他飲料の選定を行うこと。

※ 自動販売機の機種を選定については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に適合する機器とすること。

県立体育館「自動販売機貸付場所」位置図





「島根県立石見武道館」自動販売機設置事業者募集要項

島根県環境生活部スポーツ振興課長が所管する県有財産に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に応募される方は、この募集要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 目的

県有財産の一層の有効活用を図り、県の自主財源を確保するとともに、県民サービスの向上に資する。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、個人及び（３）から（６）の要件を満たす任意団体に限り応募できる。

- （１） 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （２） 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号及び第６号の規定に該当する者でないこと。
- （４） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体でないこと。
- （５） 自動販売機設置業務について２年以上の実績を有すること。（自動販売機設置業務は、設置管理、商品の補充、代金回収等を委託契約等により他者に行わせている場合を含む。）
- （６） 法人にあっては島根県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては島根県内に住所を有し、任意団体にあっては団体の本拠が島根県内にあること。

3 公募を行う事項等

（１）公募事項

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

（２）貸付場所及び面積等

次の施設の各グループ毎に公募を実施する。

【施設名】島根県立石見武道館

【所在地】浜田市黒川町３７３５

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	1階廊下	1.44 m ²	1.17m	1.00m	0.27 m ²	飲料(缶・PET等)	①
	2	2階談話室	1.44 m ²	1.17m	1.00m	0.27 m ²	飲料(缶・PET等)	②
2	3	1階廊下	1.44 m ²	1.17m	1.00m	0.27 m ²	飲料(缶・PET等)	③
	4	2階談話室	1.44 m ²	1.17m	1.00m	0.27 m ²	飲料(缶・PET等)	④
3	5	2階談話室	1.44 m ²	1.17m	1.00m	0.27 m ²	飲料(缶・PET等)	⑤

※貸付面積には、放熱余地、転倒防止器具、回収ボックス設置部分を含む。

(3) 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新はしない。）

(4) 販売商品

缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）

(5) 貸付料

採用された見積額（年額・税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、年額貸付料とする。

(6) その他の貸付条件等

別添仕様書のとおり。

4 応募申込手続

(1) 提出書類

公募に参加しようとする場合は、次の書類（各1部）を提出すること。

提出書類	法人	個人	任意団体	様式
応募申込（見積）書	○	○	○	第1号
委任状（注1）	△		△	第2号
登記事項証明書（現在事項全部説明書）（注2）（注3）	○			
住民票の写し（注2）		○		
団体の規約等の写し			○	
誓約書	○	○	○	第3号
島根県の未納の徴収金がない旨の証明書（注2）	○	○		
未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書（注2）	○	○		
設置する自動販売機の概要書（注4）	○	○	○	第4号
指定管理者の確認に関する証明書（注5）	△	△	△	第5号

（注1）代理人を定める場合には提出すること。

なお、委任する権限に応じて、第2号の1又は第2号の2を提出すること。

（注2）発行後3ヶ月以内のものに限る。

（注3）代表者変更に係る登記が完了していない場合は、株主総会議事録、登記申請受理書その他代表者が交代したことを証する書面を提出し、登記完了後、登記事項証明書を提出すること。

（注4）自動販売機のカatalog又は写真・寸法図等の資料を添付すること。

（注5）自動販売機の管理運営について、応募者が自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨の当該指定管理者の証明書

（設置施設が指定管理施設である場合のみ提出する。ただし、当該施設の指定管理者が応募する場合は不要。）

(2) 提出方法

提出期間内に（1）に記載の提出書類を直接持参又は郵送により提出すること。

（電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、「島根県立石見武道館自動販売機設置事業者応募」と明記すること。

(3) 提出先

島根県環境生活部スポーツ振興課 スポーツ振興係

（〒690-8501 松江市殿町1） 電話：0852-22-5424

(4) 提出期間

令和6年12月23日(木)から令和7年1月23日(木)まで
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日9時から12時及び13時から17時までの間に
受付。郵送の場合は提出期間内に必着。)

(5) 見積金額の記載

応募申込(見積)書に記載する見積金額は年額とし、消費税及び地方消費税を含まない
額(税抜価格)を記載すること。

5 見積合わせ

(1) 次のとおり見積の採用順位を定め、この順に見積合わせを行う。

【採用順位】グループ1、グループ2、グループ3

(2) グループ1の設置事業者に決定した者が提出したグループ2、3の見積、グループ2
の設置事業者に決定した者が提出したグループ3の見積は、それぞれ無効とする。

ただし、設置事業者に決定した者の他に見積書の提出がない場合及び予定価格以上の
有効な見積がない場合は、無効とせず有効なものとする。

(3) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- ① 公募に参加できる資格のない者が行った見積
- ② 談合その他不正な行為があったと認められる者が行った見積
- ③ 金額を訂正した見積
- ④ 記名、押印のない見積
- ⑤ 誤字、脱字、記載漏れ等により意思表示が明確でない見積
- ⑥ 同一人が同一物件について2以上の見積をしたもの

6 設置事業者の決定

(1) 有効な応募申込(見積)書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で最高の価
格をもって応募した者を設置事業者とする。

(2) 最高価格の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者のくじ引きにより設置事
業者を決定する。このうち、くじを引かない者がいるときは、当該事務に関係のない県
の職員にくじを引かせるものとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。

(3) 設置事業者に決定された者に対し、4(4)の提出期間の末日から起算して10日以
内に、設置事業者に決定された旨を書面により通知する。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- ① 正当な理由なく、指定する期日までに契約締結の手續に応じなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと県が判
断したとき

7 契約の締結

(1) 設置事業者は、県が指定する期日までに別添様式による契約書により契約を締結しな
ければならない。

(2) 同一施設内の複数の貸付場所について設置事業者決定された場合は、契約期間が異
なる場合等を除き、一契約にまとめて契約締結する。この場合、消費税及び地方消費税
は、貸付料(税抜)の合計額に税率を乗じて算出するものとする。

(3) 契約締結に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

8 その他

- (1) 施設ごとの応募申込者数について県に問い合わせがあった場合は、照会された時点の応募申込者数を回答する。
- (2) 応募者数等応募状況、採用された設置事業者名及び申込（見積）価格等について、県のホームページで公表する場合がある。
- (3) 食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、契約締結後、営業開始までに、許認可を証する書類（許可証の写しなど）を県に提出すること。
- (4) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の業務を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置する日までに当該業務に関する当該他者との委託契約書又は協定書等の写しを県に提出すること。
- (5) 公募に関する質問がある場合は、書面（任意様式）により、令和7年1月10日（金）17時までに、スポーツ振興課まで提出すること。質問に対する回答は、令和7年1月16日（木）までにスポーツ振興課ホームページに掲載する。
- (6) 参考データは次のとおり。
 - ① 施設の利用可能日数 314日／年
 - ② 施設の勤務者数 5人
 - ③ 来場者数 26,867人／年
 - ④ 前年度までの販売実績（数量）

物件番号	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度
1	3,118	2,784	2,882	2,326
2	1,952	1,303	1,290	821
3	※新設のため実績なし			
4	※新設のため実績なし			
5	※新設のため実績なし			

自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

【施設名】 島根県石見武道館

【所在地】 浜田市黒川町3735

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	1階廊下	1.44 m ²	1.17m	1.00m	0.27 m ²	飲料(缶・PET等)	①
	2	2階談話室	1.44 m ²	1.17m	1.00m	0.27 m ²	飲料(缶・PET等)	②
2	3	1階廊下	1.44 m ²	1.17m	1.00m	0.27 m ²	飲料(缶・PET等)	③
	4	2階談話室	1.44 m ²	1.17m	1.00m	0.27 m ²	飲料(缶・PET等)	④
	5	2階談話室	1.44 m ²	1.17m	1.00m	0.27 m ²	飲料(缶・PET等)	⑤

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新はしない。）

3 販売商品の種類等

(1) 種類 缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）とする。

(2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

4 設置する自動販売機の規格及び条件並びに自動販売機を設置する事業者（以下、「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさ 幅・奥行は放熱余地及び転倒防止用具等を含め、上記「1 貸付場所及び貸付面積」で記載する寸法に収まる長さとし、高さはおおよそ2000mm以内とする。

②デザイン等

a. 周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。

b. 物件番号1、5については、ユニバーサルデザイン（最上段の商品選択ボタンの低い位置への配置、高い位置の商品取出口など。）であること。

(2) 環境対策

①省エネ

可能な限り消費電力量の低減に資する技術等（「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材・ヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など）を導入している省エネ型の機種とする。

②ノンフロン

可能な限り二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

③その他、別記のとおり

(3) 安全対策

①転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機—据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守し、転倒防止措置を講じること。

②食品衛生

衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

(4) 自動販売機の設置及び管理運営

- ①設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を責任をもって行うこと。
- ②自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- ③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障等の連絡時には速やかに対応すること。
- ④自販機の設置箇所毎に空き容器の分別回収ボックスを設置し、ボックスに投入された容器等は、設置事業者の責任で回収・処分すること。
また、空き容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づいて適切に処理すること。
- ⑤設置事業者は商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、指定管理者の指示に従うこと。
- ⑥施設の特徴に応じて、災害・緊急時対応としてのフリーバンド機能(災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供)、AED(自動体外式除細動器)付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。
- ⑦このほか、別記に掲げる事項について遵守するとともに、公募への申込み在先立ち、別記に掲げる事項を含む自動販売機の管理運営について、自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨を証明する書面を指定管理者から受領すること。(応募の必要書類となる。)

5 貸付料

最高額の申込み価格とする。(消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額)

6 電気料等

(1) 電気使用料

電気使用料は、原則として自動販売機の定格消費電力に基づき別掲の算定基準により算定した額とする。ただし、財産部局長が必要と認める場合には、子メーターにより計測した使用量に基づき、島根県が定めた行政財産の使用料等の取扱に関する基準を準用して算定した額とすることができる。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するための子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担

する。なお、設置にあたっては島根県の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して島根県の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機の設置に伴う事故により第三者に損害を及ぼした場合は、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

(1) 貸付場所において商品及び自動販売機の盗難又は破損などの損害が発生した場合、島根県はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

11 売上実績の報告

設置した自動販売機の年間販売実績（本数等）について、所定の様式により毎年度4月末日までに島根県に報告すること。

12 その他

設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。

(別掲)

【1月当たり電気使用料】

(定格消費電力[kw]+電熱装置定格消費電力[kw]) × 0.25 × 365 日 × 24 時間
× 電気料金単価 ÷ 12 月 (1 円未満切り捨て)

※ 電気料金単価は、電力会社の料金単価表に基づき、毎年度県が定める。
(R6.12月現在の算定単価は、30.2円)

【別記】島根県立石見武道館・特記仕様

来場者へのサービス水準を確保するため、下記項目について指定管理者と事前に協議を行うこと。

1. 清掃及び欠品の点検・補充頻度

週1回以上行うこと。ただし、施設を利用した大規模な大会が開催される日の前日には、必ず欠品の点検・補充を行うこと。

なお、各種大会の予定表は、指定管理者から提供を受けること。

2. 空き缶等ゴミの回収方法

週1回以上行うこと。ただし、複数業者が自動販売機を設置した場合には、月毎に分担するなど共同して回収すること。

3. 故障等トラブル発生時の対応

- (1) トラブル発生時の1次対応は、指定管理者から連絡後5分以内に行うこと。なお、1次対応が自動販売機設置業者で対応ができない場合は、指定管理者に別途委託すること。
- (2) トラブル発生時の2次対応は指定管理者から連絡のあった日に対応すること。ただし、当該連絡が午後5時以降である場合は、その翌日（休館日である場合は、当該翌日以降で休館日でない最初の日）の正午までに対応すること。

1次対応	トラブル（商品・釣銭がでない、選択した商品と違う商品がでた等）が発生したときに、購入者が購入した商品の提供、正しい金額の釣銭の返却等を行うこという。なお、トラブルが連続して起こる場合には、機器の使用中止の張り紙の貼付等も含む。
2次対応	トラブルの原因の確認、機器の修理等をいう。

4. 商品の種類

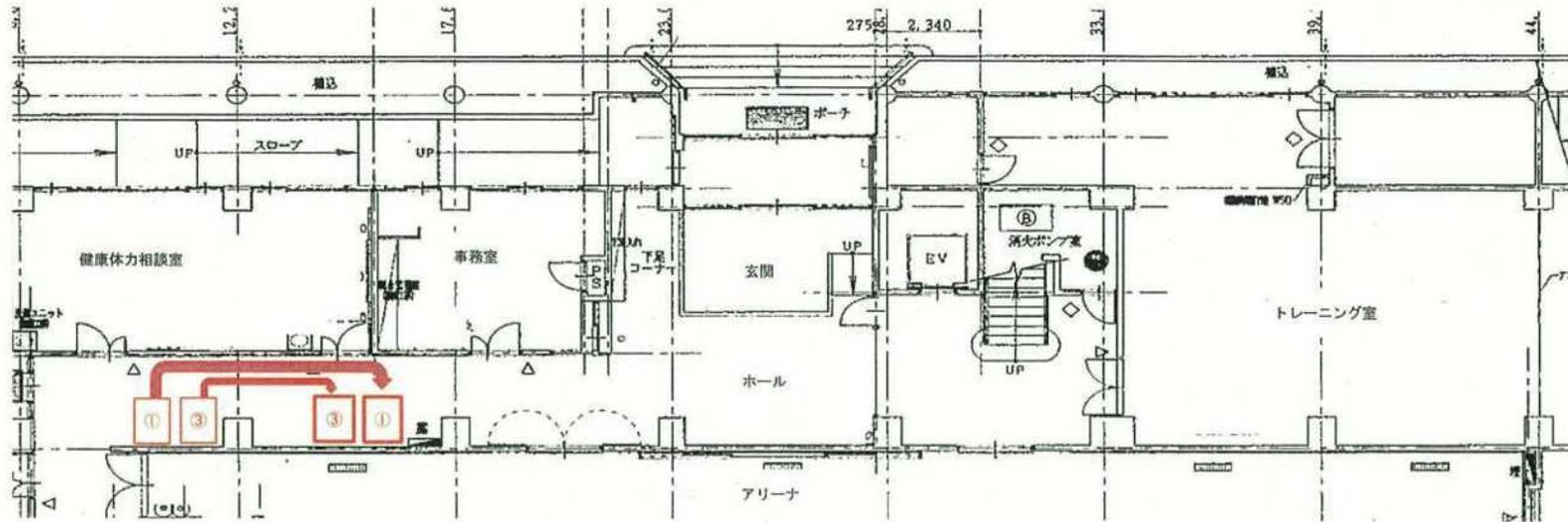
指定管理者と事前に協議を行い、施設利用者のニーズに対応した種類を揃えること。

その際に、体育施設の特性や季節（夏・冬など）を勘案して、ホット商品、コールド商品、清涼飲料水、コーヒー、その他飲料の選定を行うこと。

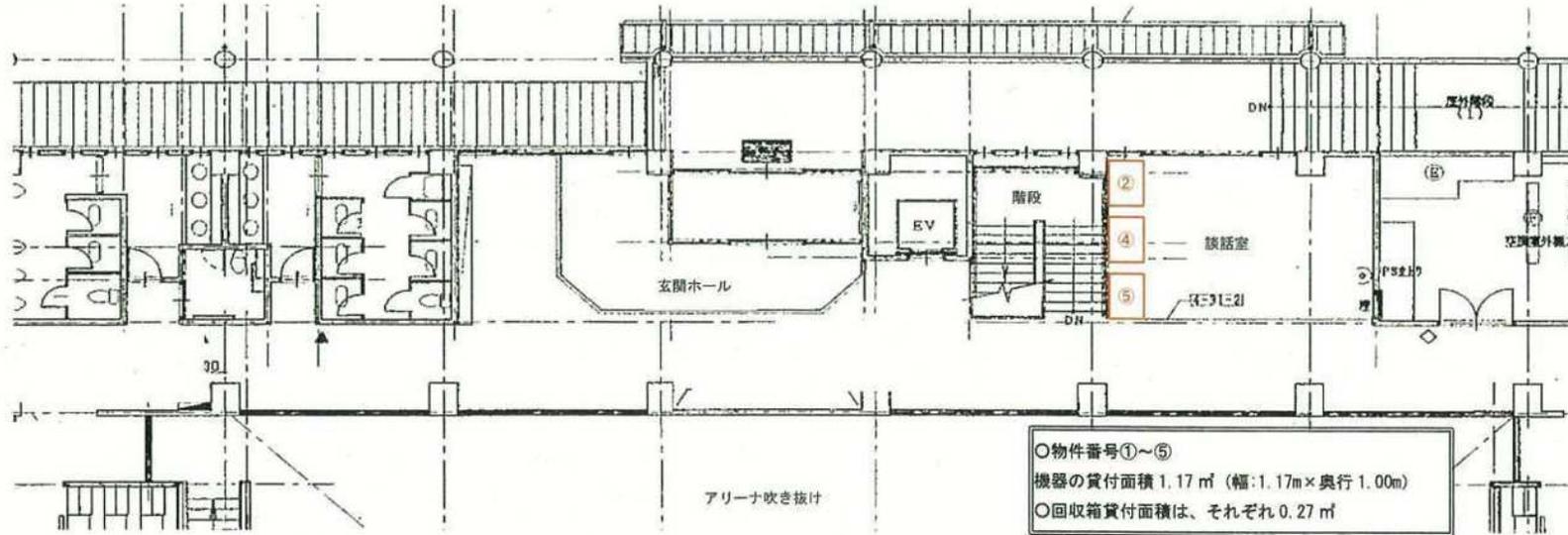
※ 自動販売機の機種を選定については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に適合する機器とすること。

- 県立石見武道館「自動販売機貸付場所」位置図

○1階



○2階



「島根県立サッカー場」自動販売機設置事業者募集要項

島根県環境生活部スポーツ振興課長が所管する県有財産に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に応募される方は、この募集要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 目的

県有財産の一層の有効活用を図り、県の自主財源を確保するとともに、県民サービスの向上に資する。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、個人及び（３）から（６）の要件を満たす任意団体に限り応募できる。

- （１） 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （２） 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号及び第６号の規定に該当する者でないこと。
- （４） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体でないこと。
- （５） 自動販売機設置業務について２年以上の実績を有すること。（自動販売機設置業務は、設置管理、商品の補充、代金回収等を委託契約等により他者に行わせている場合を含む。）
- （６） 法人にあっては島根県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては島根県内に住所を有し、任意団体にあっては団体の本拠が島根県内にあること。

3 公募を行う事項等

（１）公募事項

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

（２）貸付場所及び面積等

次の施設の各グループ毎に公募を実施する。

【施設名】島根県立サッカー場

【所在地】益田市乙吉町６３１－２

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱面積		
1	1	1階北側トレーニングスペース	1.36㎡	1.17m	1.00m	0.19㎡	飲料(缶・PET等)	①
	2	1階北側選手入口	1.51㎡	1.32m	1.00m	0.19㎡	飲料(缶・PET等)	②
	3	1階南側トレーニングスペース	1.36㎡	1.17m	1.00m	0.19㎡	飲料(缶・PET等)	③
2	4	2階コンコース	1.36㎡	1.17m	1.00m	0.19㎡	飲料(缶・PET等)	④
	5	2階コンコース	1.36㎡	1.17m	1.00m	0.19㎡	飲料(缶・PET等)	⑤
3	6	2階コンコース	1.36㎡	1.17m	1.00m	0.19㎡	飲料(缶・PET等)	⑥
	7	2階コンコース	1.36㎡	1.17m	1.00m	0.19㎡	飲料(缶・PET等)	⑦

※貸付面積には、放熱余地、転倒防止器具、回収ボックス設置部分を含む。

(3) 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新はしない。）

(4) 販売商品

缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）

(5) 貸付料

採用された見積額（年額・税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、年額貸付料とする。

(6) その他の貸付条件等

別添仕様書のとおり。

4 応募申込手続

(1) 提出書類

公募に参加しようとする場合は、次の書類（各1部）を提出すること。

提出書類	法人	個人	任意団体	様式
応募申込（見積）書	○	○	○	第1号
委任状（注1）	△		△	第2号
登記事項証明書（現在事項全部説明書）（注2）（注3）	○			
住民票の写し（注2）		○		
団体の規約等の写し			○	
誓約書	○	○	○	第3号
島根県の未納の徴収金がない旨の証明書（注2）	○	○		
未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書（注2）	○	○		
設置する自動販売機の概要書（注4）	○	○	○	第4号
指定管理者の確認に関する証明書（注5）	△	△	△	第5号

（注1）代理人を定める場合には提出すること。

なお、委任する権限に応じて、第2号の1又は第2号の2を提出すること。

（注2）発行後3ヶ月以内のものに限る。

（注3）代表者変更に係る登記が完了していない場合は、株主総会議事録、登記申請受理書その他代表者が交代したことを証する書面を提出し、登記完了後、登記事項証明書を提出すること。

（注4）自動販売機のカatalog又は写真・寸法図等の資料を添付すること。

（注5）自動販売機の管理運営について、応募者が自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨の当該指定管理者の証明書

（設置施設が指定管理施設である場合のみ提出する。ただし、当該施設の指定管理者が応募する場合は不要。）

(2) 提出方法

提出期間内に（1）に記載の提出書類を直接持参又は郵送により提出すること。

（電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、「島根県立サッカー場自動販売機設置事業者応募」と明記すること。

(3) 提出先

島根県環境生活部スポーツ振興課 スポーツ振興係
(〒690-8501 松江市殿町1) 電話：0852-22-5424

(4) 提出期間

令和6年12月23日(月)から令和7年1月23日(木)まで
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日9時から12時及び13時から17時までの間に
受付。郵送の場合は提出期間内に必着。)

(5) 見積金額の記載

応募申込(見積)書に記載する見積金額は年額とし、消費税及び地方消費税を含まない
額(税抜価格)を記載すること。

5 見積合わせ

(1) 次のとおり見積の採用順位を定め、この順に見積合わせを行う。

【採用順位】グループ1、グループ2、グループ3

(2) グループ1の設置事業者に決定した者が提出したグループ2、3の見積、グループ2
の設置事業者に決定した者が提出したグループ3の見積は、それぞれ無効とする。

ただし、設置事業者に決定した者の他に見積書の提出がない場合及び予定価格以上の
有効な見積がない場合は、無効とせず有効なものとする。

(3) 次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- ① 公募に参加できる資格のない者が行った見積
- ② 談合その他不正な行為があったと認められる者が行った見積
- ③ 金額を訂正した見積
- ④ 記名、押印のない見積
- ⑤ 誤字、脱字、記載漏れ等により意思表示が明確でない見積
- ⑥ 同一人が同一物件について2以上の見積をしたもの

6 設置事業者の決定

(1) 有効な応募申込(見積)書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で最高の価
格をもって応募した者を設置事業者とする。

(2) 最高価格の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者のくじ引きにより設置事
業者を決定する。このうち、くじを引かない者がいるときは、当該事務に関係のない県
の職員にくじを引かせるものとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。

(3) 設置事業者に決定された者に対し、4(4)の提出期間の末日から起算して10日以
内に、設置事業者に決定された旨を書面により通知する。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- ① 正当な理由なく、指定する期日までに契約締結の手続に応じなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと県が判
断したとき

7 契約の締結

(1) 設置事業者は、県が指定する期日までに別添様式による契約書により契約を締結しな
ければならない。

(2) 同一施設内の複数の貸付場所について設置事業者決定された場合は、契約期間が異
なる場合等を除き、一契約にまとめて契約締結する。この場合、消費税及び地方消費税

- は、貸付料（税抜）の合計額に税率を乗じて算出するものとする。
- (3) 契約締結に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

8 その他

- (1) 施設ごとの応募申込者数について県に問い合わせがあった場合は、照会された時点の応募申込者数を回答する。
- (2) 応募者数等応募状況、採用された設置事業者名及び申込（見積）価格等について、県のホームページで公表する場合がある。
- (3) 食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、契約締結後、営業開始までに、許認可を証する書類（許可証の写しなど）を県に提出すること。
- (4) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の業務を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置する日までに当該業務に関する当該他者との委託契約書又は協定書等の写しを県に提出すること。
- (5) 公募に関する質問がある場合は、書面（任意様式）により、令和7年1月10日（金）17時までに、スポーツ振興課まで提出すること。質問に対する回答は、令和7年1月16日（木）までにスポーツ振興課ホームページに掲載する。
- (6) 参考データは次のとおり。
- ① 施設の利用可能日数 314日／年
 - ② 施設の勤務者数 3人
 - ③ 来場者数 15,157人／年
 - ④ 前年度までの販売実績（数量）

物件番号	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度
1	528	516	662	553
2	3,816	2,990	3,603	3,430
3	569	525	651	646
4	1,499	694	280	985
5	843	336	649	431
6	※新設のため販売実績なし			
7	※新設のため販売実績なし			

自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

【施設名】 島根県立サッカー場

【所在地】 益田市乙吉町631-2

グループ	物件番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	1階北側トレーニングスペース	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.17 m ²	飲料(缶・PET等)	①
	2	1階北側選手入口	1.51 m ²	1.32m	1.00m	0.19 m ²	飲料(缶・PET等)	②
	3	1階南側トレーニングスペース	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.17 m ²	飲料(缶・PET等)	③
2	4	2階コンコース	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.17 m ²	飲料(缶・PET等)	④
	5	2階コンコース	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.17 m ²	飲料(缶・PET等)	⑤
3	6	2階コンコース	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.17 m ²	飲料(缶・PET等)	⑥
	7	2階コンコース	1.36 m ²	1.17m	1.00m	0.17 m ²	飲料(缶・PET等)	⑦

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新はしない。）

3 販売商品の種類等

- 種類 缶・ペットボトル等入り飲料（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）とする。
- 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

4 設置する自動販売機の規格及び条件並びに自動販売機を設置する事業者（以下、「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ①大きさ 幅・奥行は放熱余地及び転倒防止用具等を含め、上記「1 貸付場所及び貸付面積」で記載する寸法に収まる長さとし、高さはおおよそ2000mm以内とする。
- ②デザイン等
 - a. 周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。
 - b. 物件番号4については、ユニバーサルデザイン（最上段の商品選択ボタンの低い位置への配置、高い位置の商品取出口など。）であること。
 - c. その他、別記のとおり

(2) 環境対策

①省エネ

可能な限り消費電力量の低減に資する技術等（「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材・ヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など）を導入している省エネ型の機種とする。

②ノンフロン

可能な限り二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

③その他、別記のとおり

(3) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機—据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守し、転倒防止措置を講じること。

② 食品衛生

衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

(4) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を責任をもって行うこと。

② 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障等の連絡時には速やかに対応すること。

④ 自販機の設置箇所毎に空き容器の分別回収ボックスを設置し、ボックスに投入された容器等は、設置事業者の責任で回収・処分すること。

また、空き容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づいて適切に処理すること。

⑤ 設置事業者は商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、指定管理者の指示に従うこと。

⑥ 施設の特徴に応じて、災害・緊急時対応としてのフリーバンド機能(災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供)、AED(自動体外式除細動器)付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。

⑦ このほか、別記に掲げる事項について遵守するとともに、公募への申込みに先立ち、別記に掲げる事項を含む自動販売機の管理運営について、自動販売機を設置する施設の指定管理者と協議を行い、施設の円滑な管理運営に支障がないことを指定管理者が確認した旨を証明する書面を指定管理者から受領すること。(応募の必要書類となる。)

5 貸付料

最高額の申込み価格とする。(消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額)

6 電気料等

(1) 電気使用料

電気使用料は、原則として自動販売機の定格消費電力に基づき別掲の算定基準により算定した額とする。ただし、財産部局長が必要と認める場合には、子メーターにより計測した使用量に基づき、島根県が定めた行政財産の使用料等の取扱に関する基準を準用して算定した額とすることができる。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するための子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては島根県の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して島根県の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機の設置に伴う事故により第三者に損害を及ぼした場合は、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 貸付場所において商品及び自動販売機の盗難又は破損などの損害が発生した場合、島根県はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

11 売上実績の報告

設置した自動販売機の年間販売実績（本数等）について、所定の様式により毎年度4月末日までに島根県に報告すること。

12 その他

設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。

(別掲)

【1月当たり電気使用料】

(定格消費電力[kw] + 電熱装置定格消費電力[kw]) × 0.25 × 365日 × 24時間
× 電気料金単価 ÷ 12月 (1円未満切り捨て)

※ 電気料金単価は、電力会社の料金単価表に基づき、毎年度県が定める。
(R6.12月現在の算定単価は、30.2円)

【別記】島根県立サッカー場・特記仕様

来場者へのサービス水準を確保するため、下記項目について指定管理者と事前に協議を行うこと。

1. 清掃及び欠品の点検・補充頻度

週1回以上行うこと。ただし、施設を利用した大規模な大会が開催される日の前日には、必ず欠品の点検・補充を行うこと。

なお、各種大会の予定表は、指定管理者から提供を受けること。

2. 空き缶等ゴミの回収方法

週1回以上行うこと。ただし、複数業者が自動販売機を設置した場合には、月毎に分担するなど共同して回収すること。

3. 故障等トラブル発生時の対応

- (1) トラブル発生時の1次対応は、指定管理者から連絡後5分以内に行うこと。なお、1次対応が自動販売機設置業者で対応ができない場合は、指定管理者に別途委託すること。
- (2) トラブル発生時の2次対応は指定管理者から連絡のあった日に対応すること。ただし、当該連絡が午後5時以降である場合は、その翌日（休館日である場合は、当該翌日以降で休館日でない最初の日）の正午までに対応すること。

1次対応	トラブル（商品・釣銭がでない、選択した商品と違う商品がでた等）が発生したときに、購入者が購入した商品の提供、正しい金額の釣銭の返却等を行うこという。なお、トラブルが連続して起こる場合には、機器の使用中止の張り紙の貼付等も含む。
2次対応	トラブルの原因の確認、機器の修理等をいう。

4. 商品の種類

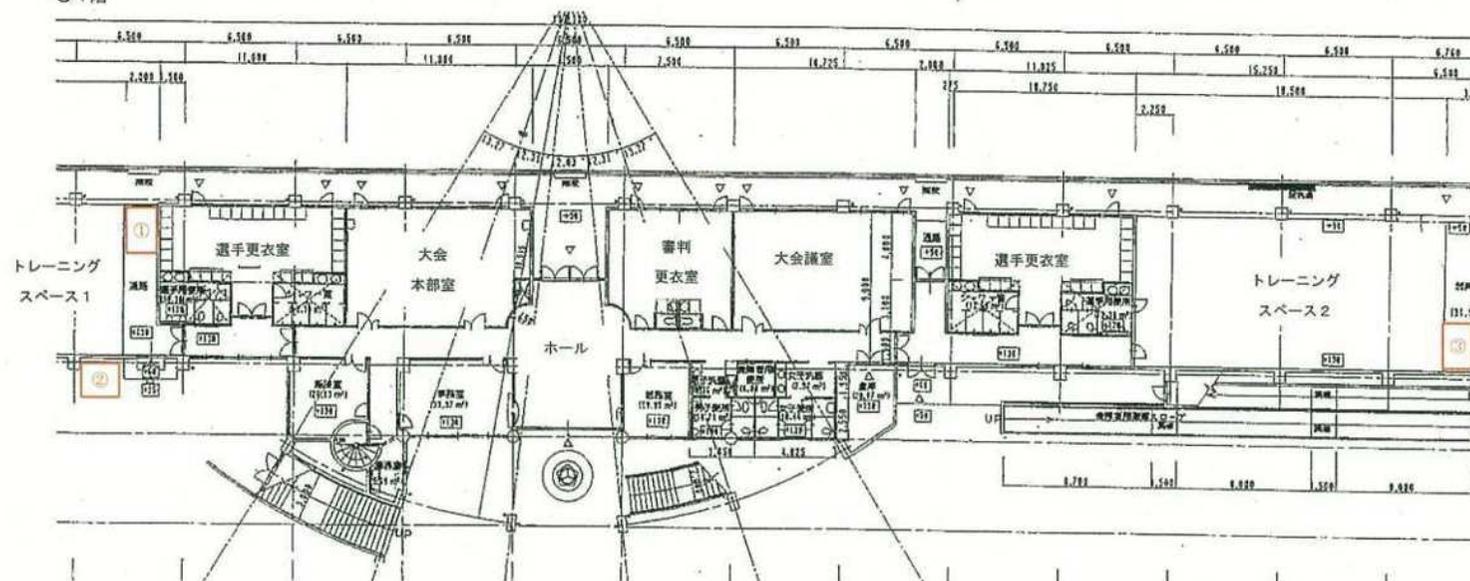
指定管理者と事前に協議を行い、施設利用者のニーズに対応した種類を揃えること。

その際に、体育施設の特性や季節（夏・冬など）を勘案して、ホット商品、コールド商品、清涼飲料水、コーヒー、その他飲料の選定を行うこと。

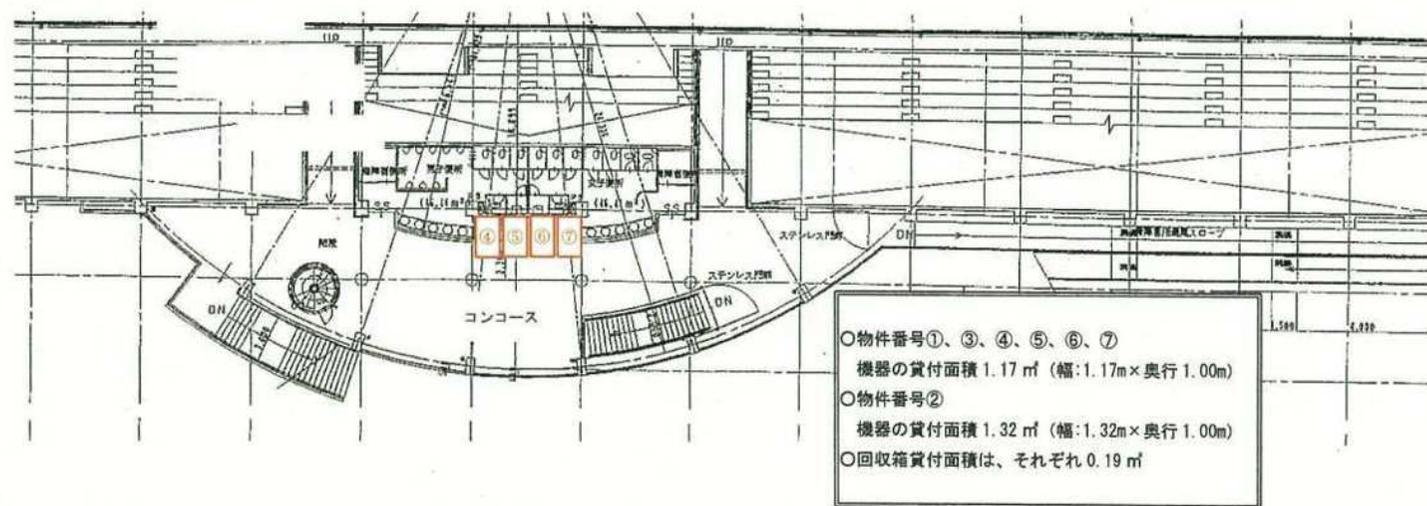
※ 自動販売機の機種を選定については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に適合する機器とすること。

県立サッカー場「自動販売機貸付場所」位置図

○1階



○2階



○物件番号①、③、④、⑤、⑥、⑦
 機器の貸付面積 1.17 m² (幅:1.17m×奥行1.00m)
 ○物件番号②
 機器の貸付面積 1.32 m² (幅:1.32m×奥行1.00m)
 ○回収箱貸付面積は、それぞれ 0.19 m²